

京都市重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業及び

京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業の実施について

[2009年9月29日]

広報資料

平成21年9月28日

保健福祉局(保健福祉部障害保健福祉課 222-4161)

京都市重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業及び京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業の実施について

～重い障害のある方が、安心して入院や在宅生活ができるよう支援します～

京都市では、心身上の理由により、意思疎通の困難な重度障害者の方が入院した場合の医療スタッフとのコミュニケーション支援や、介護者の突然の不在により、介護が受けられなくなった重度障害者への在宅生活支援等を目的として、平成21年10月1日から、新たに以下のヘルパー等派遣事業を行います。

また、意思疎通が可能な重度障害者が入院した場合の支援についても、市内9区役所に設置する京都市ヘルパー室のヘルパー(市職員)を派遣します。

事業概要

1. 入院時コミュニケーション支援員派遣事業[入院時のヘルパー派遣]

入院中の病室において、本人の障害特性を十分に理解している支援員(ヘルパー等)が、本人と医療スタッフとの間のコミュニケーション支援や見守りを行います。

2. 緊急時介護人派遣事業[緊急時のヘルパー派遣]

家族等の介護者が病気等により突然介護できなくなった場合に、障害者自立支援法の介護給付費等の利用手続きができるまでの間、介護人(ヘルパー等)が、必要な在宅生活支援を行います。

実施内容

項目	入院時コミュニケーション支援員派遣事業	緊急時介護人派遣事業
利用対象者 (各事業1～4のいずれの要件にも該当)	1 単身、又は介護者不在の状況にある 2 重度訪問介護又は行動援護の対象 3 障害レベルが、障害程度区分6(6に準ずる場合を含む。)	

	4 言語等による意思疎通が困難 (ただし、福祉用具や手話等の媒体を使用し、意思疎通できる場合は除く。)	4 直ちに障害福祉サービスの利用が困難
利用場所	医療機関の病床 (原則として市内の医療機関)	居宅等 (緊急短期入所利用先含む。)
利用内容	コミュニケーション支援, 見守り	身体介護, 家事援助, 見守り等
利用時間	105 時間以内	1 回の支給決定につき, 48 時間以内
利用者負担	地域生活支援事業の福祉サービスに準ずる利用者負担上限月額等	
サービス提供者	指定事業所のヘルパー(市ヘルパー室含む。), その他支援者	

本事業の特徴

近隣政令市(大阪市, 神戸市)が既に実施している事業と比較した場合の本事業の特徴は以下のとおりです。

事業の特徴		
	近隣政令市	京都市
事業範囲	入院時の支援	入院時及び介護者不在の際の在宅時支援
支援対象者	主に身体障害者	身体障害者及び行動障害等のある知的障害者
	意思疎通困難な重度障害者	政令指定都市唯一の市職員ヘルパー活用等により, 意思疎通可能な重度障害者も対象
支援者	居宅介護事業者	居宅介護事業者及び知人等の支援者

事業開始

平成 21 年 10 月 1 日

申請方法

区役所(支所)福祉部支援(支援保護)課に申請書類を提出

その他

本事業は、障害のある市民の方の自立を支え、社会参加を促進し、夢や希望を持っていきいきと暮らしていただくため策定した「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン」のうち、「95 緊急時のホームヘルパー派遣事業」を具体化したものです。

お問い合わせ

保健福祉局・保健福祉部・障害保健福祉課電話: 075-222-4161 ファックス: 075-251-2940